

普及啓発・人材育成推進方策検討ワーキンググループの設置について

平成 23 年 11 月 11 日  
普及啓発・人材育成専門委員会決定

- 1 情報セキュリティに関する普及啓発及び人材育成の具体的な推進方策について検討するため、普及啓発・人材育成専門委員会の下に、普及啓発・人材育成推進方策検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WGは、「情報セキュリティ月間」等官民連携が特に重要な取組の在り方や具体的な推進方法等について、調査検討を行う。
- 3 WGの委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣官房情報セキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 WGに主査を置く。WGの主査は、その委員の互選により決する。
- 5 WGの主査は、必要があると認めるときは、WGの委員以外の者に対し、WGの会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 WGの庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 WGは、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、WGの主査が定める。